		第11回農業委員会定例会(シナリオ)
		午前10時00分
1	日時	令和3年11月30日(火)
	,	午前10時45分
2		竹原市民館2階 第2・第3会議室
3	出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員
	山川成木女兵	6 赤坂委員,7 土居委員
	欠席農業委員	0
	八川成末女只	
	推進委員	半田推進委員,西原推進委員,沖野推進委員,岡田推進委員,
	证些女只	土居推進委員,須賀推進委員,西野推進委員,大木推進委員,
		山本推進委員
		山华淮连安兵
_	-W HD ID	
4	説明員	國川事務局長,木原係長,鳥本専門員
<u> </u>	, 	
5	審議案件	
	and the fate	
		農地法第5条の規定による許可申請について
		農用地利用集積計画の決定について
	議案第54号	
	議案第55号	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に
		規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について
	議案第56号	非農地証明申請について
	報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	報告第16号	農地法第4条の届出について

議長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第11回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番宮崎委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請に
	ついて」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
	** 中です。
局長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。
	1番の申請地は、下野町字立通 3324番 9 (仮換地 46 街区 9-5 画地),
	地目は田, 面積は342 m² (換地後の面積は257.85 m²) です。
	自己住宅の用途で利用することに伴い,所有権を移転するものです。 用途が定められた農地であり,土地区画整理区域内にある第3種農地です。
	一
 議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
HA. 2	
土居	申請地は、竹原市役所から北西に約 450m付近にあります。
推進委員	現地確認時,耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑,意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
-X6	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
	次に2番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 1 ページ,参考資料の 2 ページをご覧ください。
川 文	2番の申請地は、下野町字神田 3073番 14の1筆、地目は田、
	□ 看は計 247 ㎡です。
	自己住宅の用途で利用することに伴い,所有権を移転するものです。
	用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地と判断いたします。
	説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居	申請地は、中通小学校から北西に約 400m付近にあります。
推進委員	現地確認時,耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
	次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ,参考資料の3ページをご覧ください。

	3番の申請地は,東野町字下垣内 1712番4の1筆,地目は田,
	面積は 1, 132 m ² です。
	太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。
	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で
	第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
HX X	
岡田	申請地は、東野小学校から北東に約1,100m付近にあります。
推進委員	現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
迅速安县	が近世年のです。 ATTFC40CV よどんCC/C。 DDF11な以上CY。
議長	これよりご審議願います。ご質疑,ご意見のある方は挙手をお願いします。
戒 文	
->¥	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
	次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ,参考資料の4ページをご覧ください。
	4番の申請地は,新庄町字木原 1790番,1791番 1,1792番 1,1792番 2
	の計4筆, 地目はいずれも田, 面積は計1,559 m ² です。
	太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。
	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で
	第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
	70 - 1220 - 1361 (70 0 0 7) Pay100 (12 0 7)
議長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
I A A	
沖野	申請地は、賀茂川中学校から北に約1,250m付近にあります。
推進委員	現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
正是女具	
議長	
HX X	「質疑、意見なし」の声あり。
送 目	
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
=>x.	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
	次に5番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。
	5番の申請地は,田万里町字道山垣内 1887番1,1888番1,1897番1の計3筆,
	地目はいずれも田, 面積は計 799 m²です。
	山陽新幹線高架橋の耐震補強工事に必要な資材・機材置場の目的に供するた
	め、賃借権を設定し、一時転用するものです。
	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で
	第2種農地と判断いたします。
	※明はいしなす
	説明は以上です。
議長	説明は以上です。 現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。

半田推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから東に約750m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑,ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑,意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に6番から7番については関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局長	議案の2ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 6番の申請地は、下野町字稲浦1247番1、1248番の計2筆、 地目はいずれも田、面積は計825㎡です。 7番の申請地は、下野町字稲浦1249番、1250番、1252番の計3筆、 地目はいずれも田、面積は計2、431㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 第2種農地と判断いたします。 転用面積の合計が3、000㎡を超え協議案件にあたるため、本案件が可決の 場合、令和3年12月17日開催予定の広島県農業会議常設審議委員会にて意 見を求めることといたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。
西野 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南西に約950m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑,ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑,意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
哦 区	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定し、広島県農業会議常設審議委員会に意見を求め、異議がない場合には許可することといたします。次に8番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の3ページ,参考資料の7ページをご覧ください。 8番の申請地は,福田町字西小島2711番1,2717番1,2718番1の計3筆, 地目はいずれも田,面積は計1,496㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い,所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で

		第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議	長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本推進	生委員	申請地は、大乗こども園から西に約50m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議	長	これよりご審議願います。ご質疑,ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑,意見なし」の声あり。
議	 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
时又	X	「異議なし」の声あり。
議	長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第53号「農地利用集積計画の決定について」を議題と いたします。事務局の説明をお願いします。
局	長	議案の4ページ,参考資料の8~13ページをご覧ください。 本議案は,「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の新規申出があった案件の面積は計35,613㎡, 対象人員は,貸し手が9人,借り手が1人と1団体です。 更新申出があった案件の面積は計3,861㎡, 対象人員は,貸し手が2人,借り手が2人です。 内容につきましては,参考資料8~13ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合,令和3年12月1日付けで,公告いたします。 説明は以上です。
議	長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
		「質疑、意見なし」の声あり。
議	長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		「異議なし」の声あり。
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第3、議案第54号「農用地利用配分計画原案の協議について」を 議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局	長	議案の5ページ,参考資料の14~17ページをご覧ください。 本議案は,令和3年11月24日付けで,竹原市長から農用地利用配分計画 原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回配分計画の協議があった案件の面積は計28,177㎡, 対象人員は,貸し手が1団体,借り手が3団体です。 内容につきましては,参考資料14~17ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議	長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

		「質疑、意見なし」の声あり。
議	 長	ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
-		「異議なし」の声あり。
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第54号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。 次に日程第4、議案第55号「下限面積の別段面積の特例区域指定について」 を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局	長	議案の6ページ,参考資料の18ページをご覧ください。 本議案は,農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の 規定より,竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定に ついて審議を求めるものです。 申請地は,西野町字来宿1717番1,1719番1の計2筆, 面積は計1,403㎡です。 隣接する家屋については,令和3年10月5日に空き家バンクの登録指定を 受けています。 空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため,下限 面積の別段面積を1aとする特例区域に指定するものです。 事務局からの説明は以上です。
議	長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
		「質疑、意見なし」の声あり。
議	長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		「異議なし」の声あり。
議	長	異議なしと認めます。よって、原案のとおり、申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。 次に日程第5、議案第56号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局	長	議案の7~8 ページ,参考資料の19 ページをご覧ください。 申請地は,田万里町字白井原2292番,2293番,2294番,字金清地2378番1,2378番2,2379番1,2379番2,2380番1,2380番2,2381番,2382番,2383番1,2383番5,2384番1,2385番1,2386番1,2387番1,2391番,2392番の計19筆,地目はいずれも田,面積は計4,363.64㎡です。 申請地は,平成13年頃以降管理しておらず,現在山林状態になっており,地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議	長	現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。
半田]	申請地は、田万里地域交流センターから東に約 1,400m付近にあります。

推進	委員	現地確認時,山林状態になっていました。説明は以上です。
議	長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
		「質疑、意見なし」の声あり。
議	長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
		「異議なし」の声あり。
議	長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
		次に2番について事務局の説明をお願いします。
局:	長	議案の8ページ,参考資料の20ページをご覧ください。
		申請地は,吉名町字毛木沖 5254番 126の1筆,地目は畑,
		面積は 1,517 m ² です。
		申請地は、平成10年頃以降管理しておらず、現在山林状態におり、地目変
		更登記を行うために申請されたものです。
		農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で
		第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議	 長	□ 現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
ртх.		
大木		申請地は、竹原浄化センターから西に約 350m付近にあります。
推進		現地確認時、山林状態になっていました。。説明は以上です。
1,11.70		
議	長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
		「質疑、意見なし」の声あり。
議	長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
		「異議なし」の声あり。
議	長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
		次に日程第6、報告第15号「農地法第3条の3第1項の届出について」事
		- 務局の説明をお願いします。
局:	長	議案の9ページ,参考資料の21~24ページをご覧ください。
		令和3年10月に農業委員会に届出のあった件数,筆数,面積について報告
		いたします。
		件数は5件, 筆数は田15筆, 畑28筆の計43筆,
		面積は計 16, 251 m ² の届出がありました。
		詳細につきましては参考資料の 21~24 ページをご確認ください。
		説明は以上です。
議	 長	次に日程第7 報告第16号「農地法第4条の規定による届出について」
		事務局の説明をお願いします。
局:		議案の 10 ページ,参考資料の 25 ページをご覧ください。
,,,,		令和3年10月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数,

	施設の種類,施設の面積について報告いたします。 件数は1件,施設の種類は農業用倉庫2棟,施設の面積は計57.4㎡です。 詳細につきましては参考資料の25ページをご確認ください。 説明は以上です。
議長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしま した。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	12月は全員参加総会となっています。9月から12月の活動記録簿の提出をお願いします。事務局からは以上です。
議長	以上をもちまして、令和3年第11回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之